

4月21日(日)

浪江町議会議員 一般選挙の 投票日です

4月21日は、浪江町議会議員一般選挙の投票日です。

この選挙は、私たちにとって最も身近な代表者を選ぶ選挙です。

棄権しないで投票しましょう。

*議員定数の改正により、今回の選挙から、選出する議員の定数は20人から16人となっています。

選挙に関する問い合わせ

問 浪江町選挙管理委員会
0243-62-0128

投票できる方

次の条件に該当する方が投票できます。

- ① 日本国で、平成5年4月22日までに生まれた方で、浪江町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所がある方
- ② 平成25年1月10日までに浪江町に転入届を出し、住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所がある方
- ③ 浪江町の選挙人名簿に登録されている方

投票日当日(4月21日)の投票所および投票時間

投票所	場 所	投票時間
浪江町 第1投票所	浪江町役場二本松事務所 1階会議室 (二本松市北トロミ573)	7時～19時
浪江町 第2投票所	笹谷東部仮設住宅 東集会所 (福島市笹谷字片目清水36-4)	7時～18時
浪江町 第3投票所	コラッセふくしま 2階 (福島市三河南町1-20)	9時～18時
浪江町 第4投票所	ビッグパレットふくしま 3階会議室 (郡山市南町二丁目52)	
浪江町 第5投票所	福島県いわき合同庁舎 南分庁舎1階 (いわき市平字梅本15)	7時～17時
浪江町 第6投票所	南相馬市ゆめはっと 2階会議室 (南相馬市原町区本町二丁目28-1)	9時～17時
浪江町 第7投票所	石神第二仮設住宅 集会所 (本宮市糠沢字石神61)	
浪江町 第8投票所	桑折駅前仮設住宅 第3集会所 (伊達郡桑折町字東段30)	7時～18時

※投票時間にご注意ください。

期日前投票制度をご利用ください

投票日に都合があり、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

手続きは簡単で、署名と不在になる理由を宣誓書に記載するだけです。その際は、入場券をお持ちください。

右の期日前投票所で投票できます。

※受付期間・時間が投票所により異なりますので、ご注意ください。

場 所	期間・時間
浪江町 第1期日前投票所	浪江町役場二本松事務所 1階会議室 (二本松市北トロミ573) 4月12日(金)～20日(土) 8時30分～20時
浪江町 第2期日前投票所	笹谷東部仮設住宅 東集会所 (福島市笹谷字片目清水36-4)
浪江町 第3期日前投票所	コラッセふくしま 2階 (福島市三河南町1-20)
浪江町 第4期日前投票所	ビッグパレットふくしま 3階会議室 (郡山市南町二丁目52)
浪江町 第5期日前投票所	福島県いわき合同庁舎 南分庁舎1階 (いわき市平字梅本15)
浪江町 第6期日前投票所	南相馬市ゆめはっと 2階会議室 (南相馬市原町区本町二丁目28-1) 4月19日(金)、20日(土) 9時～18時

滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方へ行かれている方は、滞在地(避難先)で不在者投票ができます。手続きが遅くなると投票できなくなりますので、不在者投票の用紙の請求は早めにしましょう。

請求・投票の流れ

①投票用紙等を請求する

※請求は4月11日以前でもできますので、お早めに。

「選挙のお知らせ」に同封されている「請求書(宣誓書)」に必要事項を記入し、「不在者投票請求返信用封筒」に入れて、郵送してください。

※メールやFAXでの請求はできません。
注) 不在者投票の誤請求を防ぐため、滞在地(避難先)が投票所設置市町村の方には、「請求書(宣誓書)」を同封していません。必要な方は、選挙管理委員会までご連絡ください。また、町ホームページからもダウンロードできます。



②投票用紙等を受け取る

郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

※不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。開封すると投票できなくなります。

※自宅等で投票用紙に記載しないでください。



③滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒(レターパック)を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

避難先市区町村の選挙管理委員会で投票できるのは、平日(土、日、祝日を除く)の勤務時間内(8時30分から17時)となりますので、ご注意ください。



- ◆郵便による不在者投票
 - 身体等に次のような障がいがある方などは、郵便で不在者投票ができる制度があります。
 - この制度を利用する場合は、「郵便投票証明書」が必要となります。また、特定の方は代理記載することができます。
 - 詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。
 - 介護保険で要介護度5と認定された方ができます。

- ◆郵便で不在者投票ができる方
 - 身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に重度の障がいがある方
 - 介護保険で要介護度5と認定された方ができます。

入場券は、4月12日ごろまでに届くよう発送する予定です。なお、届かなかった場合、入場券がない上での投票となります。投票所で受け付に申し出てください。

開票は、20時から二本松市役所岩代支所(二本松市小浜字北月山27)で行います。開票を参観される方は、係員の指

示に従い、所定の場所にて参観してください。
※開票所の駐車場には限りがありますので、お越しの際は、車の相乗りなどのご協力を願いします。
また、4月21日(日)は、県南地方および会津地方と投票所を結ぶ巡回バスを運行します。巡回時間・運行ルートは、「選挙のお知らせ」または町ホームページをご覧ください。

- 郵便による不在者投票
 - 身体等に次のような障がいがある方などは、郵便で不在者投票ができる制度があります。
 - この制度を利用する場合は、「郵便投票証明書」が必要となります。また、特定の方は代理記載することができます。
 - 詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。
 - 介護保険で要介護度5と認定された方ができます。

- 郵便で不在者投票ができる方
 - 身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に重度の障がいがある方
 - 介護保険で要介護度5と認定された方ができます。

●投票所入場券(はがき)をお持ちください

- 入場券は、4月12日ごろまでに届くよう発送する予定です。なお、届かなかった場合、入場券がない上での投票となります。投票所で受け付に申し出てください。

選挙公報は、4月18日ごろまでに届くよう発送する予定です。選挙公報がない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。
また、町ホームページからもご覧いただけます。(4月12日ごろ掲載予定)

巡回バスを運行します

- 4月20日(土)、21日(日)は、仮設住宅と投票所・期日前投票所を結ぶ巡回バスを運行します。
- また、4月21日(日)は、県南地方および会津地方と投票所を結ぶ巡回バスを運行します。
- 巡回時間・運行ルートは、「選挙のお知らせ」または町ホームページをご覧ください。